

応募地の評価方法について

1. 最終的な評価の公表について

選定委員会における結果は、応募地の所在に関する情報（地区名等）は伏せた上で、応募地の評価結果（順位付け）を公表する。管理者会議終了後、管理者会議により最終決定した建設候補地のみ所在に関する情報を公表する。

2. 評価方法と配点

各応募地の評価は、審査点数を100点満点で評価することとし、「（1）選定要件（22項目）による採点結果」（80点分）と、選定要件の結果を受け、「（2）委員会として各項目の重要度や項目間の相互関係等から総合的に評価した採点結果」（20点分）で行う。（1）、（2）の合計点に加え、建設候補地の適性に関わる懸念事項等をまとめた「講評」を併せ、順位付を行う。

（1）選定要件による評価（80点）

選定要件22項目に基づいて評価を行い、各評価項目への配点は一律（1項目3点）とする。

※合計点（満点）は1項目3点×22項目＝66点となるが、80点満点となるように換算する。

例： $60 \text{ 点} \times 80 / 66 = 73 \text{ 点}$

視点	No.	評価項目	配点 (案)	視点	No.	評価項目	配点 (案)
安全・安心の確保	1	活断層との関係	3	計画的な財政運営	13	敷地面積	3
	2	地盤の軟弱強度	3		14	敷地の形状	3
	3	災害関連法の指定の有無	3		15	障害物の有無	3
	4	その他危険地域の設定の有無	3		16	造成費及び用役整備費	3
	5	住宅との位置関係	3		17	用地取得費	3
	6	教育・医療福祉施設との位置関係	3		18	道路整備費	3
環境への配慮	7	農業振興地域指定状況	3	合意形成	19	収集運搬効率	3
	8	都市計画区域の指定状況	3		20	土地所有者	3
	9	道路混雑度	3		21	地域における合意状況	3
	10	地域性緑地等の指定状況	3		22	近隣市までの距離	3
	11	重要な動植物等の生息状況	3	合計			66※
	12	指定文化財、埋蔵文化財の有無	3				

（2）各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（20点）

全体的または視点（4視点）ごとに評価する方法により判断する。視点ごとに評価する場合は、1視点5点（5点×4視点＝20点）で判断することとする。

また、点数として判断がつかない場合は、下記表の「評価内容」より判断し、「A～D」判定で評価を行い、各判定の得点計算により得点化することとする。

※第7回選定委員会にて決定した各委員の重みづけや各項目間の相互関係に該当

●「A～D」判定の場合の判断表

評価	評価内容		計算による得点化	
			(全体評価)	(各視点評価)
A	非常に優れている	配点×100%	20	5
B	優れている	配点×75%	15	3.75
C	やや劣っている	配点×50%	10	2.5
D	劣っている	配点×25%	5	1.25

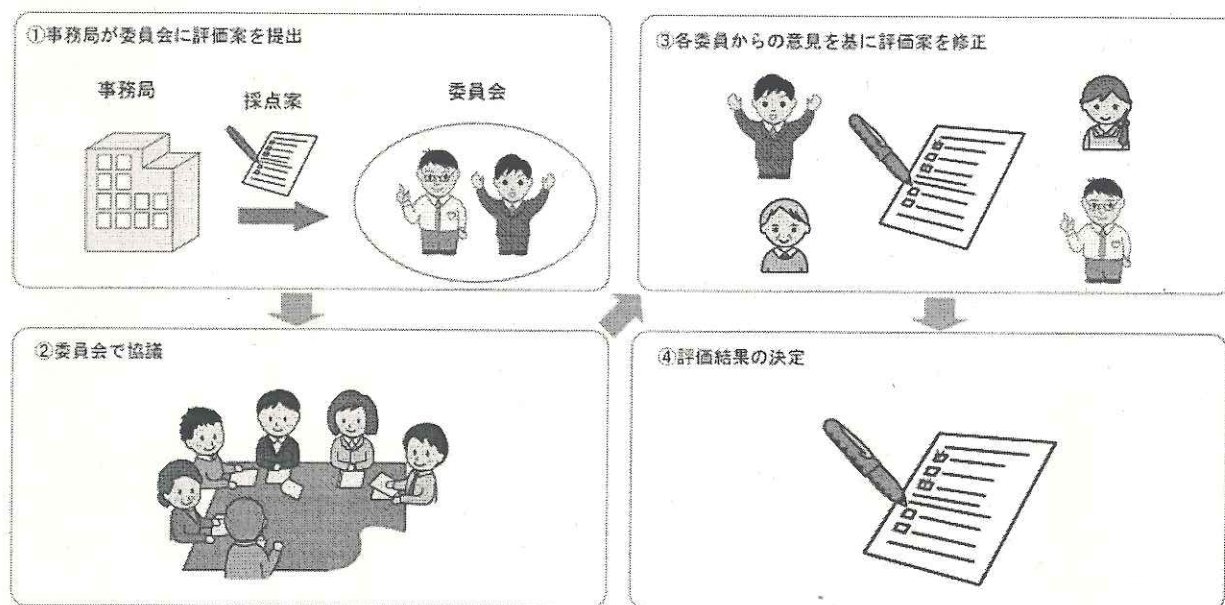
3. 評価の進め方

各応募地の評価は非公開で行う。具体的な評価方法は、以下のとおりとする。

※評価の際に使用する資料は、非公開のため当日配布・当日回収とする。なお、短時間の資料閲覧で判断していた
 だくのは難しいと想定されるため、期間等を設け事務局にて閲覧等を行うものとする。

(1) 選定要件による評価

①事務局が選定委員会に評価案を提出し、②選定委員会による協議、および③各委員からのご意見を
 を基に、必要であれば評価案を修正し、④選定委員会の評価結果とする。



(2) 各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価

①各委員が全体または各視点について評価し、②各委員の評価結果を基に選定委員会による協議を
 行い、③協議を踏まえて各委員が自身の採点評価を見直し、④最終的な各委員の評価点を統一した点
 数（委員の平均点）を選定委員会の評価結果とする。

(3) 最終的な順位付け

「選定要件による評価（80点満点）」と「各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（20点
 満点）」の結果を合算（100点満点）する。得点の高い応募地から建設候補地としての優先順位が高
 いものとし、「講評（評価に関する議論内容や建設候補地としての適正に関する懸念事項等）」と共
 に管理者会へ報告する。

適正評価審査の採点イメージ

1. 選定要件による評価(80点)

視点	No.	評価項目	配点	応募地A			応募地B		
				判定	得点	講評	判定	得点	講評
安全・安心の確保	1	活断層との関係	3	A	3	○…	B	2	○…
	2	地盤の軟弱強度	3	B	2		A	3	
	3	災害関連法の指定の有無	3	B	2		A	3	
	4	その他危険地域の設定の有無	3	B	2		A	3	
	5	住宅との位置関係	3	B	2		A	3	
	6	教育・医療福祉施設との位置関係	3	C	1		A	3	
環境への配慮	7	農業振興地域指定状況	3	A	3	○…	A	3	○…
	8	都市計画区域の指定状況	3	C	1		B	2	
	9	道路混雑度	3	C	1		C	1	
	10	地域性緑地等の指定状況	3	A	3		C	1	
	11	重要な動植物等の生息状況	3	A	3		A	3	
	12	指定文化財、埋蔵文化財の有無	3	A	3		A	3	
計画的な財政運営	13	敷地面積	3	B	2	○…	B	2	○…
	14	敷地の形状	3	A	3		C	1	
	15	障害物の有無	3	A	3		B	2	
	16	造成費および用役整備費	3	(計算)	3		(計算)	1	
	17	用地取得費	3	(計算)	3		(計算)	3	
	18	道路整備費	3	(計算)	3		(計算)	1	
	19	収集運搬効率	3	(計算)	3		(計算)	3	
合意形成	20	土地所有者	3	(計算)	3	○…	(計算)	2	○…
	21	地域における合意状況	3	(計算)	3		(計算)	3	
	22	近隣市までの距離	3	B	2		B	2	
①' 合計(単純計算)					54			50	
①合計(①' × 80/66、80点満点に換算)					65			61	



②重要度や各項目間の相互関係等からの評価(20点)

視点	配点	応募地A		応募地B	
		得点※1	得点※2	得点※1	得点※2
安全・安心の確保	5	3	14	4	13
環境への配慮	5	2		3	
計画的な財政運営	5	4		2	
合意形成	5	5		4	
②合計		14		13	

※1 視点ごとに評価する場合
※2 全体を評価する場合



③評価結果

	応募地A	応募地B
総計(①+②)	79	74

選定要件（評価項目、評価基準）

1. 資格判定審査（一次審査）

＜判定方法＞ ・建設候補地としての基本条件を満たしている場合は「適」、満たしていない場合は「不適」とする。
・「不適」が1つでも該当した場合は、事業遂行が不可能もしくは著しく遅滞するおそれがあるため、適正評価審査（二次審査）の対象から除外する。

判定項目		判定基準	設定根拠
法規定の有無	適	以下に挙げる指定等が存在しない。 不適：以下に挙げる指定等が存在する。 国定公園（自然公園法） 県立公園（自然公園法） 保安林（森林法） 史跡・名勝・天然記念物（文化財保護法） 鳥獣特別保護区（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律） 保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）	撤去や移設が困難、かつ法規制の解除にあたって国の許可が必要であり、事業スケジュールが遅延する恐れがあるため。 ※以下は対象区域内に存在しない、もしくは国有地であるため非該当とする。 ・国立公園 ・国有林 ・歴史的風土特別保存地域 ・伝統的建造物群保存地区 ・原生自然環境保全区域
	不適		

2. 適正評価審査（二次審査）

＜評価方法＞ ・評価基準に基づき、基本的に3段階で建設候補地としての適正を評価し、点数化する。

視点 No.	評価項目	評価の考え方			評価基準			備考 (評価基準資料)
		A	B	C				
安全・安心の確保の視点	1 活断層との関係	断層のずれが発生した場合、断層の隣接地の構造物等に多大な被害が生じるため、敷地内に活断層が存在しない方を優先する。	活断層から6kmより離れている	敷地内に活断層は存在しないが、6km以内に存在する	敷地内に活断層が存在する			活断層分布については、「新編日本の活断層 分布と資料（東京大学出版会）」、「近畿の活断層（東京大学出版会）」、「活断層データベース（産業技術総合研究所）」による。 活断層からの距離については、「大震災に学ぶ―阪神・淡路大震災調査研究委員会報告書 第2編（土木学会）」による。
	2 地盤の軟弱強度	地質図調査等により、軟弱地盤ではない方を優先する。	軟弱地盤ではない	軟弱地盤だが、支持力の確保は可能	軟弱地盤であり、支持力確保のため大規模な対策が必要			指定の有無、立地条件（崖の有無等）を踏まえ、各委員の意見により評価する。
	3 災害関連法の指定の有無	以下の指定地区に指定されていない方を優先する。 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、河川保全区域、山腹崩壊危険地区、土砂流出危険区域、崩壊土砂流出危険地区、災害危険区域、重要水防区域	指定されていない	指定されているが影響は軽微	指定されており影響が大きい			指定の有無、立地条件（崖の有無等）を踏まえ、各委員の意見により評価する。
	4 その他危険地域の設定の有無	以下の指定地区に指定されていない方を優先する。 浸水想定地域、地すべり危険箇所、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	指定されていない	指定されているが影響は軽微	指定されており影響が大きい			指定の有無、立地条件（崖の有無等）を踏まえ、各委員の意見により評価する。
	5 住宅との位置関係	敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠い方を優先する。	100mより遠い	50mより遠く、100m以下	50m以下			「騒音規制法 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」における備考（「学校・保育所・病院・特別養護老人ホーム等の周囲概ね50mの区域内における当該基準は、それぞれ5dBを減じた値とする」）による。
	6 教育・医療福祉施設との位置関係	教育・医療福祉施設（小学校・中学校・養護学校、病院、診療所、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設）への来館・通学等に対して予想される影響の小さい方を優先する。	影響はない	影響は軽微	影響が大きい			立地条件（通学路との重複等）と距離を踏まえ、各委員の意見により評価する。
環境への配慮の視点	7 農業振興地域指定状況	農用地区域に指定されていない方を優先する。	指定されていない	農業振興地域に指定されている	農用地区域に指定されている			「農業振興地域の整備に関する法律」、「滋賀県農業振興地域整備計画（農用地利用計画）」による。
	8 都市計画区域の指定状況	住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街地調整区域等を優先する。	工業系の用途地域に指定	用途指定なし	住宅系、商業系の用途地域に指定			各市町都市計画による。
	9 道路混雑度	原則、施設整備による交通量の増加後の混雑度が低い方を優先するが、立地条件上の課題の内容を踏まえ、総合的に判断する。 以下の指定地区に指定されていない方を優先する。 緑地環境保全地域、風致地区、緑地保全地区	混雑度1.25未満	混雑度1.25以上～1.75未満	混雑度1.75以上			「道路の交通容量（日本道路協会）」による。なお、必要に応じて立地条件上の課題について各委員の意見を考慮する。
	10 地域性緑地等の指定状況	重要な動植物等の生息域（鳥獣保護区、希少動植物の保護区等）がない方を優先する。	指定されていない	—	指定されている			緑地環境保全地域については「滋賀県自然環境保護条例」、風致地区及び緑地保全地区については各市町都市計画による。
	11 重要な動植物等の生息状況	重要な動植物等の生息域（鳥獣保護区、希少動植物の保護区等）がない方を優先する。	指定されていない	—	指定されている			「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」における「生育・生息地保護区」及び「守りたい育てたい湖国の自然100選」の指定区域、「鳥獣保護法」に基づく「鳥獣保護区」による。
	12 指定文化財、埋蔵文化財の有無	文化財関係法等の指定がない方を優先する。	指定されていない	—	指定されている			文化財保護法及び滋賀県文化財保護条例にもとづく指定状況による。
計画的な財政運営の視点	13 敷地面積	施設の配置に向けて、応募条件である4～5haの敷地面積を優先する。	4～5ha	A評価よりやや小さい／大きい	A評価より著しく小さい／大きい			応募地の面積を踏まえ、各委員の意見により評価する。
	14 敷地の形状	100m×100mの正方形の配置が容易な敷地を優先する。	配置は十分に可能	配置はほぼ可能	配置は困難			応募地の各委員の意見により評価する。
	15 障害物の有無	施設建設に支障のある障害物がない方を優先する。	敷地内に障害物がない	敷地内に障害物があり、施設の配置に配慮が必要	敷地内に障害物があり、施設の配置に制限が生じる			造成費：敷地内の平地確保に要する造成費 電気整備費：引き込みに要する負担金等 用水整備費：引き込みに要する整備費 排水整備費：放流水路への接続に要する整備費 用地取得費：路線価
	16 造成費及び用役整備費	概算造成費、用役（電気・用水・排水）整備費（概算）が安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の造成・用役整備費÷当該応募地の造成・用役整備費	点数＝配点×最も安価な応募地の造成・用役整備費÷当該応募地の造成・用役整備費	造成費：敷地内の平地確保に要する造成費 電気整備費：引き込みに要する負担金等 用水整備費：引き込みに要する整備費 排水整備費：放流水路への接続に要する整備費 用地取得費：路線価			
	17 用地取得費	取得予定面積と用地単価から用地取得概算費用を算定し、安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の用地取得費÷当該応募地の用地取得費	点数＝配点×最も安価な応募地の用地取得費÷当該応募地の用地取得費	造成費：敷地内の平地確保に要する造成費 電気整備費：引き込みに要する負担金等 用水整備費：引き込みに要する整備費 排水整備費：放流水路への接続に要する整備費 用地取得費：路線価			
	18 道路整備費	応募地の道路整備費用（概算）が安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の道路整備費÷当該応募地の道路整備費	点数＝配点×最も短い応募地の収集運搬距離÷当該応募地の収集運搬距離	収集運搬距離：各構成市町との人口重心から応募地への距離に、組合における各構成市町の人口割合を乗じ、その合計を算出			
合意形成	19 収集運搬効率	収集運搬効率が高い（各構成市町の人口重心との距離及び人口比率を考慮した値が小さい）方を優先する。	点数＝配点×最も短い応募地の収集運搬距離÷当該応募地の収集運搬距離	点数＝配点×最も短い応募地の収集運搬距離÷当該応募地の収集運搬距離	土地所有者の人数			
	20 土地所有者	土地所有者が少ない方を優先する。	点数＝配点×最も少ない応募地の土地所有者数÷当該応募地の土地所有者数	点数＝配点×最も少ない応募地の土地所有者数÷当該応募地の土地所有者数	各地区の総会における出席者中の賛同者の割合			
21 地域における合意状況	応募時提出書類の区（自治会）総会議事録における賛同者の割合が高い方を優先する。	点数＝配点×当該応募地の賛同者割合÷最も高い応募地の賛同者割合	点数＝配点×当該応募地の賛同者割合÷最も高い応募地の賛同者割合	「陸軍物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）」の「煙突排ガスによる影響の調査対象地域設定例」による。				
22 近隣市までの距離	敷地境界から組合圏域に隣接する近隣市までの直線距離が遠い方を優先する。	6kmより遠い	3kmより遠く6km以下	3km以下				